

三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領

(趣旨)

第1 三重県と県内の事業実施市町（以下、「実施市町」という。）^{注1}が共同して実施する移住・就業マッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

^{注1} 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

(事業の実施)

第2 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施市町の市町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、三重県内における移住・定住の促進及び中小企業等における労働力不足の解消に資するため、三重県と実施市町が共同して、移住・就業マッチング支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住・就業マッチング支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、三重県と実施市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町の協力を得て、三重県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住・就業マッチング支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

三重県が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏^{注2}から移住して就業しようとする者が転居・就業・定着に至った場合に、三重県と居住地の実施市町が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

三重県が、全国の求職者に対して、求人広告等を掲載するインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、移住支援金の対象法人（以下、「対象法人」という。）として登録した中小企業等に対して、求人広告等の作成支援を実施し、当該求人広告等のサイトへの掲載を行う。

^{注2} 東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(移住・就業マッチング支援事業)

第5 移住・就業マッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

三重県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、

受領、返納等の国との窓口・調整業務、国への報告を担う一方、実施市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、県への申請、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、実施市町が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

実施市町は、移住支援金の交付を申請しようとする者（次の①及び2人以上の世帯の場合にあっては③、かつ②に定める要件を満たす者をいう。以下、「申請者」という。）の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を予算の範囲内で支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 三重県内の実施市町に転入したこと。
- b 三重県において移住・就業マッチング支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の実施市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住

者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- その他、三重県及び申請者の居住する実施市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が三重県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、三重県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (イ) 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、三重県において移住・就業マッチング支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、三重県内に転入したこと。
- (エ) 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、居住地の実施市町への転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

④ 申請・支給方法

- (ア) 移住者が行う移住支援金交付申請

申請者は、対象法人に継続して3か月以上在職した者であって、かつ、居住地である実施市町への転入後3か月以上1年以内に「移住支援金交付申請書」(様式1)に加え、上記①及び2人以上の世帯の場合にあっては③の要件を満たし、かつ②の要件に該当することを証する次の書類を添えて、居住地の実施市町に提出しなければならない。

- a 交付申請時に必要となる書類

- ・ 「移住支援金交付申請書」(様式1) (転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類)

- ・身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）
- b 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区への通勤者のみ必要となる書類
 - ・東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- c 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類
 - ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ・個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- d 就業に関して必要となる書類
 - ・「就業証明書（移住支援金の申請用）」（様式2）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(イ) 実施市町が行う移住支援金交付申請

実施市町は、申請者から「移住支援金交付申請書」（様式1）の提出があったときは、別に定める交付要領により、三重県に対し補助金の交付申請を行うものとする。

(ウ) 支給方法

実施市町は、(イ)の申請が上記①及び2人以上の世帯の場合にあっては③の要件を満たし、かつ②の要件に該当すると認めるときは、三重県に交付申請を行い、交付決定を受けた後、申請者に「移住支援金交付決定通知書」（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

審査の結果、移住支援金の支給を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の支給ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」（様式4）により、申請者に通知するものとする。

(2) 移住支援金の返還

実施市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び対象となる移住支援金を支給した実施市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した実施市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した実施市町から転出した場合

③ 債権の回収方法

当該移住支援金にかかる債権回収については、当該移住支援金を支給した市町が行うものとする。

④ 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金にかかる国及び三重県の補助額については、当該移住支援金を支給した実施市町が負担割合に応じて三重県に（国庫補助金相当額については三重県を通じて国に）返還するものとする。

(3) 移住支援金支給対象者の定着等の確認

① 継続就業の確認

(ア) 移住支援金を支給した実施市町は、当該移住支援金の受給者に対し、当該申請日から1年を経過した日の1ヶ月以内に、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

(イ) 移住支援金の受給者は、当該申請日から1年を経過した日以降、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金を支給した実施市町に、当該市町が提示する期日までに提出しなければならない。

② 継続居住の確認

移住支援金を支給した実施市町は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(4) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

実施市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに三重県に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

三重県は、次の①に定める要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① 対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 労働力不足が深刻な以下の業種の法人であること。

農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）^{注3}

^{注3} 求人充足率の変動等を勘案し、改定する場合がある。

(イ) 三重県内に就業地があること。

(ウ) 県税の滞納がないこと。

(エ) 官公庁等^{注4}でないこと。

^{注4} 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が出資等している主体を含む。

(オ) 資本金 10 億円以上の法人でないこと。

(カ) みなし大企業^{注5}でないこと。

^{注5} 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・ 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

(キ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。

(ク) 雇用保険の適用事業主であること。

(ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(コ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 対象法人の登録

三重県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

対象法人の登録申請者は、「登録申請書」(様式 5)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を三重県に提出する。

② 登録

三重県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、対象法人の登録を行うものとする。

③ 変更

対象法人の登録申請者は、本事業の登録の内容に変更があったときは、変更届(様式 6)により速やかに三重県に届け出るものとする。

④ 抹消

対象法人の登録申請者は、本事業の登録の抹消を希望するときは、抹消届(様式 7)により三重県へ届け出るものとする。

⑤ 取消

三重県は、対象法人が虚偽の内容を申請したことが判明したときは、本事業の登録を取り消すことができるものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

三重県は、対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、対象法人等に対する採用ページ作成の個別指導・支援を行うとともに、求人広告に係るセミナー等を開催するものとする。

(4) 登録企業、掲載求人情報に係る情報共有

三重県は、対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

3 執行体制

三重県及び実施市町は、移住支援事業及びマッチング支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、事業の一部を三重県及び市町以外の者に委託することができる。この場合、1及び2中「三重県」又は「実施市町」とあるのは当該事業の一部を受託した者とする。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、三重県が2分の1、実施市町が2分の1を負担することとし、三重県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を実施市町に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、三重県が2分の1、実施市町が2分の1を負担することとし、三重県は、実施市町の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を実施市町に交付する。

2 マッチング支援事業

事業費の地方負担については、三重県が負担する。

(協力)

第7 三重県と市町は、移住・就業マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、移住・就業マッチング支援事業の実施に必要な事項は、三重県と実施市町が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月9日から実施する。

- 2 令和元年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前であっても、三重県のサイト)に掲載している求人」、同(オ)中「マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前であっても、三重県のサイト)に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」、と読み替えるものとする。